

工事請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部契約検査課

前払金の使途の範囲の拡大について

前払金の使途の範囲を下記のとおり改正し、令和8年4月1日以降に締結する工事の契約から適用します。

記

1. 前払金の使途の範囲（中間前払金を除く）

現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも充てることができることとしました。

※現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

改正前	改正後
工事に必要な材料費，労務費，機械器具の賃借料 機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)，動力費，支払運賃，修繕費，仮設費， <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	工事に必要な材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)，動力費，支払運賃，修繕費，仮設費及び現場管理費並びに <u>一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額</u>

問い合わせ先

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市総務部契約検査課

☎029-273-2457